第13回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時: 平成30年1月31日(水) 14:00~15:01

2. 場所:合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者:

(委員)原英史(座長)、吉田晴乃(座長代理)、大田弘子(議長)、森下竜一

(政 府)前川内閣府審議官

(事務局)窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、西川参事官

(総務省)総合通信基盤局電波部認証推進室 片桐室長

総合通信基盤局電波部移動通信課 杉野課長

総合通信基盤局電波部電波政策課 野崎課長

総合通信基盤局電波部基幹通信室 長嶺室長

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 鳥居認証分析官 (在日米国商工会議所) インターネット・エコノミー・タスクフォース委員 水越氏 インターネット・エコノミー・タスクフォース委員 渡辺氏

4. 議題:

(開会)

議題1 技適未取得の無線設備の国内持込みに係る規制緩和

(閉会)

5. 議事概要:

○西川参事官 時間となりましたので、「規制改革推進会議 第13回投資等ワーキング・ グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。

飯田委員、八代委員、村上専門委員は所用により御欠席ということでございます。 それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「技適未取得の無線設備の国内持込みに係る規制緩和」です。

本件については、本日御出席をいただいております在日米国商工会議所様、また、日本 経済団体連合会、日本損害保険協会から規制改革ホットライン提案をいただいております。 本日は、まず、在日米国商工会議所様から提案内容について御説明をいただきます。ま た、事務局から日本経済団体連合会様からの提案内容について御紹介いただき、その上で、 総務省からこれらの提案を踏まえた対応について御説明いただきたいと思います。説明に ついての御意見・御質問は、最後にまとめてお願いしたいと思います。

まず、在日米国商工会議所様からお願いいたします。

○渡辺氏 ありがとうございます。

在日米国商工会議所のインターネット・エコノミー・タスクフォースに所属しております、渡辺と水越でございます。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

在日米国商工会議所は、1,000社以上を代表いたします約3,500名の会員から構成されております組織でございまして、今回は、先ほど申し上げましたように、その中のインターネット・エコノミー・タスクフォースという組織から、商工会議所全体の総意として提出させていただいているものでございます。

資料1-1に基づきまして、提案内容について簡単に御説明申し上げたいと思います。 表題としまして「IoT時代における機動的な電波利用ニーズへの対応のための電波法に定 める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の非商業用途(調査・試験・研究等) の利用について」としてございます。

意見の概要といたしましては、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠しましたWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用することが許可されるよう要望するものでございます。

この背景について、資料に基づきまして御説明申し上げます。

昨今、「IoT」や「AI」という言葉が報道等でもいろいろ取り上げられることが多いかと思いますけれども、いろいろな機器がインターネットにつながることで、その機器自体に通信の機能が備わることが、現在の世の中で当たり前のような生活になっているところでございます。そういった中で、こういった機器を開発している企業からいたしますと、グローバルな開発競争ということで、アメリカだけではなくて、ヨーロッパ、日本、いろいろな市場をにらんだ形で製品の開発を行っている訳でございますけれども、これらの無線設備の実用化に当たりましては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。

もっと分かりやすく例を申し上げますと、例えば、最近、「AIスピーカー」と報道で取り上げられる場合もありますけれども、「スマートスピーカー」と言われる、音声で何かを呼びかけるとその機械が何か答えを返してくれるということで、文字入力をせずとも音声でもやりとりが可能な機器がございます。これは機器が通信につながることによって、その通信の向こう側にあるコンピューターやクラウドコンピューティングで機械学習などを使って処理した形で、例えば、今日の天気予報は何ですかと聞くと、今日の天気予報はこうですということを答えるような内容のものがございます。こういった機器は、同じよ

うに無線を使いますので、日本で申し上げますと、電波法に基づいた技術基準に適合する 必要があるということで、開発段階であっても技術基準適合証明を取得することが義務づけられております。そうしますと、昔からこういった無線設備はあるのですけれども、こういった機械学習を使ったような設備の場合に、例えば、日本語の学習は、市場に出す前に、多数の人間が関わっているいろ話しかけることによって、機械を通じたバックエンドにあるシステムがだんだん賢くなっていくという性格がございますので、何か1つの機械をテストで試験をして、合格すればそれを市場に出すということではなくて、テスト段階から複数の国・地域で多数の人が関わることによってテストをし、これであれば製品として市場に出せるだろうということで世の中に出ていくという性格がございますので、若干これまでの無線機器とは違う性格がございます。

今、申し上げましたように、こういった調査・研究の段階でも、日本の場合では電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であったとしても、技術基準適合証明、大体機械の後ろをめくっていただくとマークがついていますけれども、いわゆる「技適マーク」と俗に言われますマークを取得するまでは、例外なく調査・試験・研究の場合であっても取得が義務づけられているところでございます。結果としまして、後ほど申し上げますけれども、アメリカなどと違いまして、日本の場合は必ず技術基準適合証明を取らなければいけないことになっているものですから、日本において迅速な検証・実証の妨げとなっている面があると考えております。

理由の2でございます。現行の制度で、技術基準、いわゆる技適マークを取得していない無線設備であっても、日本に持ち込んで、個別に実験試験局という制度を使って免許の取得をすることで設備を利用することは法令上可能な仕組みはございます。ただ、先ほど申し上げましたように、昨今のIoT、AIに対応した設備の場合には、1カ所で1台の機械を使ってテストをすることだけでは必ずしも開発ができないという性格もございますので、集中的にいろいろな地域でいろいろな方が携わるような試験におきまして、この実験試験局の免許を個別に取得していくことは必ずしも現実的ではないという現状がございます。

また、この実験試験局をさらにより簡便にした特定実験試験局という制度もあるのですけれども、この特定実験試験局の場合には、試験したい内容によりましては使える周波数がある程度決まっておりまして、その周波数にぴったり合わないとなかなか制度として使いづらかったり、あるいは、実験が可能な場所もあらかじめ決められておりますので、その場所での制約を受ける必要があることから、この特定実験試験局の利用についても、必ずしも現実的ではないと考えております。実際、弊商工会議所から規制改革ホットラインで事前に提出させていただいた後、総務省からこの特定実験試験局を使ったらどうですかという御回答をいただいているのですけれども、今、申し上げたような理由から、実際にはなかなか現状のニーズとは合わないと考えております。

このことから、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術

基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することができるようにお願いした いと考えております。

2ページにまいります。

理由の3として書いておりますのは、「類似」という言い方をしていいかどうか分かりませんけれども、1つ、参考となるような現行の制度として書かせていただいております。電気通信事業法の一部改正が先般行われまして、現行の電波法では、訪日観光客の方が日本国内に持ち込むWi-Fi端末やBluetoothについては、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から90日以内に限って可能となっておりまして、昨年5月21日から施行されております。具体的には、改正された法律に基づいて総務省から告示が出ておりまして、ここに書いてあります「Wi-Fi」とか、「Bluetooth」と言われるような無線設備に限って、そういった無線を使ったものに関しては、90日以内であれば必ずしも日本の技適マークがついていなくても使っていいですよという仕組みになっております。これはこれからインバウンドの観光客をどんどん日本に招聘しなければいけないという大きな国の政策の観点から、今は外国人の方が1人1台スマートフォンとかタブレットを持っていらっしゃる時代ですので、そういった方々に、日本の技適マークがついていない機械であっても、90日以内であれば日本でどうぞ使ってくださいということでできた仕組みかと考えております。

昨年で実際に2,800万人ぐらいの訪日観光客の方が来られているという観光庁のデータがございます。全ての方がこういう無線設備を1人1台持っていらっしゃるとは限りませんけれども、例えば、今、都心の非常に過密した地域で、複数の方がある特定の地域でたくさんスマートフォンを使って外国人の方が地図を検索したり、そういうことがされている訳でございまして、そういった方々の利用によって何か電波の混信等が起きるということも余り伺ったこともないものですから、今回、弊商工会議所で提案しております内容は、2,000万人とか、到底そういうオーダーではなくて、もっと小規模な形で試験・研究をすることに限って、そういったものを念頭に置いて提案しておりますので、いわゆる科学的な観点から、訪日外国人の方が使用を認められているようなものに関するリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下ではないかと考えております。

最後に、4といたしまして米国の事例を書かせていただいておりますけれども、米国の場合には、米国の連邦の規則によりまして、無線設備についても規定があるのですけれども、その中に日本語で丸めて申し上げますと、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性などを見きわめるための試験や評価のためであれば、4,000台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っているということがございます。日本の電波法と米国の規則の場合、建付けが違いまして、米国の場合はいわゆる流通規制という形で、例えば、輸入という規定がございますけれども、日本の場合はどうしても電波を使われる使用者の方の使用するところを規制するという建付けになっているので、比較することは難しいのです。ただ、実際の効果としましては、アメリカの場

合は4,000台の上限であれば、こういった用途であれば使っていいですよという例外規定が ございます。

加えまして、恐らく質問が出るかと思いましたので申し上げますけれども、ヨーロッパの場合も、アメリカと同じ規定ではないのですけれども、ヨーロッパの場合も、テストに特化したような無線機器のキットといったものに関しては、ある一定の条件の下に、同じようにヨーロッパの無線機器指令、いわゆるディレクティブという形で例外規定が同じようにございます。日本の場合も、訪日外国人の規定もあることを考えて、日本の競争力強化のためにも、同じように何か規制の緩和をお願いできればと考えております。

説明は、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に、事務局からお願いします。

〇西川参事官 資料1-2でございます。経団連からの規制改革要望をまとめた資料でございます。

本日は、経団連様の御都合でワーキング・グループへの御出席がかなわないということですので、事務局にてプレゼン内容を代読させていただきます。なお、本件は、経団連加盟の複数の企業からの要望を経団連で取りまとめたと伺っております。

それでは、資料1-2の2ページ。経団連から、2016年11月に本件に係るホットライン 提案が提出された訳です。先ほどのACCJ様からのプレゼンにもございましたけれども、電 波法では、無線局を開設するに当たりまして、混信を防止するため、原則として総務大臣 の免許を受けることを必要としている訳ですが、総務省令で定める種類の無線局、すなわ ち、技術基準適合証明、「技適マーク」と言ったりする訳ですけれども、この技適マーク を取得した機器は混信可能性が低いので、免許手続は簡易化されているということです。 これによって、Wi-Fi端末やBluetooth端末などは免許不要で国内で用いることができると いうことです。経団連のホットライン要望は、海外で開発された新規技術を用いた通信機 器・通信モジュールで、いまだ我が国における技適マークが付されていない機器を海外か ら輸入して研究開発に利用することを許容してほしいというものです。特にWi-Fiや Bluetooth端末につきましては、平成27年の電波法改正において特例が設けられたことで、 訪日外国人の90日以内に限った持ち込みであれば技適マークが付されていなくてもよいと されていることを踏まえ、早期に研究目的での持ち込みも可能にしてほしいという御提案 になっております。要すれば、インバウンドの観光客が持ち込むものであれば電波の干渉 可能性が低いから問題ないとされているものを、何ゆえ実験用になると持ち込むことがで きないのか。そういうことかと思います。

この問題意識につきましては、12ページも御覧いただきたいのですが、訪日外国人が持ち込む台数は、概算ですけれども、真ん中のアの囲みにあるとおり、インバウンド観光客年間4,000万人のうち1割が1週間程度持ち込んだとすると、1日当たり7.7万台。一方、研究開発目的での使用については、隣にイの囲みがありますが、多く見積もったとしても

年間1,000件の実証で平均100台とすれば、1日当たり平均0.8万台、という試算が示されている訳です。参議院での政府参考人、総務省の総合通信基盤局長の答弁が下に囲まれておりますけれども、インバウンドの持ち込みについて、電波利用環境に悪影響を与えるおそれはほとんどないとされているのであれば、それよりもはるかに台数が少ないと想定される研究開発用のWi-FiやBluetoothの持ち込みも、電波環境に悪影響を与える可能性はほとんどないと言えるのではないか、こういう指摘がされている訳です。

3ページに戻りまして、提案内容の補足として、本要望は、健全な電波の利用環境の整備・維持を実現するための現行制度の下で、電波利用環境に影響を与えるものではないということが書かれております。

4ページがこの経団連のホットライン提案に対する当時の総務省の御回答です。経団連 では、その回答を、ここにあるとおり、A~Dの4つに整理し、5ページを御覧いただき たいのですが、なぜこの回答では対応困難になるのかという理由を述べています。まず、 A、実験試験局免許の取得で要望に対応可能であるという総務省の回答については、2点 の問題があるとしています。6ページ、1点目ですが、実験試験局免許の申請に必要な書 類は、送信機・空中線・給電線など技術情報の記入が必要になってくる訳ですが、これら の情報の多くは機器メーカーから対外的に公表されていないので、機器メーカーではない 一般企業にとっては申請が困難であるということがあります。典型例としては、日本でさ まざまな実験をするために日本企業が海外で実用化された少量・多種類のデバイスを持ち 込むような場合を想定すれば分かるのですけれども、機器メーカーが日本市場での展開を 視野に入れているということであれば、こういった技術情報は提供してもらえるかもしれ ないでが、まだそのレベルに達していない場合は、海外の機器メーカーは情報を提供して くれないのではないかということです。また、5ページの一番上の行に戻りまして、問題 の2点目ですけれども、実験試験局免許のスピード感の問題が指摘されているところです。 続きまして、Bです。電波暗室等の設備内であれば免許不要という回答です。経団連か らは、社会実証や稼働中のサービスとの接続試験をするような場合に、これでは実際の利 用環境に近い状況での試験はできないという問題があって意味がない、という指摘が来て おります。

その下のCでございます。特定実験試験局制度が平成16年に設けられたので、実験試験局よりも簡易かつスピーディーに試験のための無線免許が得られるという回答なのですが、これについても、Wi-Fiの周波数帯である、2.4ギガヘルツ、5ギガヘルツがここには含まれていないのではないかということ。また、特定実験試験局制度の趣旨として、申請から免許までの期間を $1\sim2$ 週間程度に短縮することがうたわれている訳ですが、実際には事前調整や特定実験試験局同士の運用調整が必要となるため、実際には1か月あるいは数か月が必要であり、迅速に免許が得られる状態にはないという指摘が出ております。

Dは、割愛させていただきます。

7ページ、現実に起こっている問題点ということで、1点目が、海外で発売された新製

品を使った研究・実証が迅速に行えないということのために、日本国内での実証の実施ができず、他社の技術を取り入れたオープンイノベーションが阻害されているのではないかということです。

その例として、8ページを御覧いただきたいのですが、日本国内での実証に支障があった事例が、枠組みの中に2つあります。1つ目が、眼鏡型ウエアラブル端末を使用した実証実験が国内でできず、アメリカで実験せざるを得なかった事例、2つ目が、ロボットの自走実験のために米国のメーカーが技適マークを取るまで、1年間国内での実験をすることができなかった事例が挙げられています。これら2点とも、混信のおそれがないにも関わらず機器の持ち込みに時間がかかっている、その分イノベーションが遅れていくということを示しているということかと思います。

さらに、14ページを御覧いただきたいのですが、直近に発生した問題としてこの例が挙げられております。スマートフォンのOS、Androidですけれども、このAndroid用のアプリ開発の実務として、グーグルがAndroidのバージョンアップを行う数か月前に、「リファレンス機」と言う標準仕様を備えた機種に、正式版の前のベータ版のOSを搭載して、それを使ってアプリを開発する人が、次期Androidのバージョンに合わせたアプリの開発・改造を行うことが行われております。しかしながら、最新のリファレンス機、「Pixelシリーズ」と呼ばれていますが、グーグルはこれを日本市場に投入していないので、次期のAndroidのバージョンを開発段階から導入可能な端末が日本には存在しなくなっている。それによって問題が起きることが想定されているということです。グーグルが「Pixelシリーズ」を日本になぜ導入しないのか、その辺の理由ははっきりしない訳ですが、しかしながら、実際にそういう問題が起きるということは御理解いただけるのではないかということです。

9ページにお戻りいただきたいのですが、最初に指摘させていただいたとおり、訪日外国人については、技適マークのついていない機器を90日以内ならば持ち込み可という大きな例外が電波法にはある訳でございます。この例外によって多くの機器が持ち込まれるがゆえに、正に、海外の端末が国内で使用されることを前提とした試験の必要があるのに、結局、それができないという非常に矛盾した状況があるということです。

最後ですが、13ページ、ここに経団連の要望が集約されております。 1 点目は、訪日外国人が認証・免許なしに持ち込むことができるWi-FiあるいはBluetoothなどの機器については研究開発用であれば免許なしに使用可能としてほしいということ、 2 点目は、それ以外の機器についても実験試験局の免許申請において機器メーカーが公表していない技術情報の記入を不要とすることによって、制度を利用しやすくしてほしいということ、以上の2 点が書かれております。

簡単ですが、経団連からの提案内容を事務局で紹介させていただきました。

- ○原座長 それでは、総務省さんからお願いします。
- ○総務省(長嶺室長) 総務省で基幹通信室長をしております、長嶺と申します。 スライドを5枚ほど用意してございますので、それぞれに沿って簡単に説明いたしたい

と思います。よろしくお願いいたします。

1ページ目と2ページ目において、いわゆる技術基準適合証明等の説明をしてございます。

まず、1ページ目について、そもそも電波を利用するに当たって無線局を開設するということがありますが、その場合には、原則、総務大臣の免許を受けることが必要になってございます。1ページの下段に6つの小さい箱が書いてございますように、他システムで混信や妨害等を防ぐために、この6つのステップに基づいて免許を取得しまして、運用ということになってございます。一方で、技術基準適合証明等を取得した無線設備を用いる場合には、先ほどの免許を不要とするような仕組みがございます。例えば、無線LANの場合も同様でして、1ページ目の真ん中の辺りにございますとおり、技術基準適合証明を取得した機器を用いた場合には免許を不要とできる。要するに、免許の申請から全て省略できる簡便な仕組みがございますので、そういった意味で、これを使うことによって免許手続の迅速化や効率化に貢献しているものでございます。これが1ページ目の簡単な説明でございます。

2ページ目に移りますが、これは他国の例や動向を簡単に説明してございまして、上段では、米国、欧州などを初めとして、他国のほとんどでこういった一定の技術基準を適用するという仕組みを活用して、技術基準の遵守を簡単な方法で図る制度が整備されてございます。このように、欧米、日本、アジアを初め、ほとんどの国で導入されていると理解してございます。他方で、下段に書いてございますとおり、最近、基準認証制度の運用を厳格にしている例もございます。2つほど承知しておりますので簡潔に報告したいと思いますけれども、例えば、アメリカの例では、従前は政府間の相互承認協定を結んでいない国であっても、技術基準の制度の手続の際に使うデータの報告書が利用できたという状況になっておりましたが、平成29年7月、去年の7月以降、原則としてこれらのデータの報告書の利用を認めていないという運用に変わってございます。これはアメリカの例でございます。台湾の例ですと、市場監視のために、昨年6月以降、製品の写真のコピーやデータの報告書を、ウエブ上のデータベースを作ってございまして、そこで公表すると運用が変わってございます。これは平成29年6月以前にはなかった運用でございますので、このように手続などを簡略化する一方で、昨今の状況に合わせて運用を厳格化している例もあります。これは、簡単な技術基準適合証明等の概説でございます。

3ページ目に移りまして、こちらは電波法の特例の趣旨を解説してございますけれども、再度簡単にお伝えしたいと思います。 3ページ目の上段には2つ○がございまして、最初の○については、無線局の対象のことを記してございます。電波法第4条第2項につきましては、先ほどからいろいろと御指摘いただいておりますけれども、この趣旨は、法文上は「自ら持ち込む無線設備」を「適合表示無線設備とみなす」となってございまして、この対象は2条件になってございます。最初に、免許不要局、これは無線機からの送信電力が1ワット以下というものですが、このうち、いわゆるWi-Fi、Bluetooth等の小電力デー

タ通信システムに相当する場合は、先ほどの電波法第4条第2項の特例の対象となるという規定でございます。この規定は90日以内という限定がかかってございまして、この趣旨は、下の○で書いてございまして、外国から持ち込まれる無線設備が日本の技術基準に完全には適合しないものもあるため、訪日観光客の滞在環境の向上と電波環境への影響を鑑みて一定期間に限定しているということでございまして、この前提は先ほどからいろいろと御指摘いただいていますけれども、この来日観光客滞在環境の向上と電波環境への影響の2点について目的としていますので、多少運用が異なっているということは言えるかと思います。この90日の根拠ですけれども、いわゆる出入国管理制度のビザの発給の90日を引用してきておりまして、それを根拠に90日と規定してございます。これが電波法の第4条第2項の趣旨でございまして、参考までに下のところでは電波法の原文をそのまま引用してございます。

4ページ目に移りますが、今まで皆様方から3回ほど御指摘・御提案をいただいております提案内容を、3つほど端的に引用してございます。日本経団連さんや、損保協会さんや、先ほどのACCJさんから説明のあったとおり、御要望を3件ほどいただいておりまして、これを概観してみますと、要は、研究開発の目的の場合であっても、技適なしで90日以内という限定を外して延長してはいかがかという御指摘と理解しております。これがこの3つの御提案の中から読み取れると認識してございます。

最後、5ページ目に移りまして、これは我々どもの今後の方向性などを最後の方に記載 してございますけれども、いろいろと昨今の状況を鑑みてみますと、主な課題として、上 の方に大きく3点ほど記してございます。まず、電波法第4条第2項の特例はございます けれども、その規定外で実験や研究を行うというのであれば、その実験試験局の免許を取 得して試行する又はいわゆる技適制度を取得して運用するなど、選択肢は確かにございま す。外国企業であっても、日本の電波法等に基づく国内の制度に基づいて適切に運用して いる企業があると承知してございます。ただ、仮に御要望どおりに外国から持ち込む場合 にのみ電波法の特例を規定することになれば、日本企業が通常の手続で行っている場合に、 日本企業が不公平に扱われる懸念もありまして、その場合は、制度上の公平性を担保する 観点を鑑みますと、対外的になかなか合理性のある説明は難しいのではないかと考えてご ざいます。また、下の方に①と②で書いてございますような課題についても慎重に検討す る必要があると考えていまして、まず、1点目の①ですけれども、持ち込む機器が日本の 規格を超える場合や異なる周波数を使用する場合が考えられまして、そうすると、安全保 障や飛行場等の航空関係、病院等の医療機関、工場や工事現場等で、いわゆる国民の生命 に関わる無線局に有害な混信を与えて、結果的に社会的な影響を与える可能性があると考 えてございます。また、②に書いてございますのはIEEEです。米国電気電子技術者協会で は、人体が電波にさらされる単位当たりエネルギーが規定されておりませんので、それに よって人体に影響を与える可能性があると考えてございます。いろいろな課題があると認 識しておりますけれども、今後の方向性としましては、現況の課題やそれに対しての方針 等につきましては、現在、総務省におきまして「電波有効利用成長戦略懇談会」を開催しておりまして、そこでこの課題につきましても、有識者の意見を賜りながら、具体的な対応の方向性につきまして検討していきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが、よろしくお願いします。

○原座長 ありがとうございました。

意見交換の前に事実の確認だけさせていただきたいのですが、総務省さんに確認したいのですけれども、入国から90日間使用できるという規定は観光客だけですか。あるいは、ビジネスで出張して来られる方も適用されるのですか。

- ○総務省(長嶺室長) 条文上は、来日する観光客全てを対象としてございます。
- ○原座長 持ち込む台数はどう制限されているのですか。
- ○総務省(長嶺室長) 台数については、特に規定はございません。
- ○原座長 そうすると、この試験をやろうとする企業の従業員さんが、例えば、20台自分で持ち込んで、日本国内で90日間実験をやることは可能ですか。
- ○総務省(長嶺室長) 現在の条文上は可能となってございますけれども、ただ、どのような電波を出すかということが未知のままですと、何らかの影響を与える可能性がありますので、そういった課題であろうかと認識してございます。
- ○原座長 後段で言われたことが全然分からなかったのですが、要するに、自分で持ち込めば実験は可能です、郵送して20台を持ち込むと実験はできないというルールになっているという理解でよろしいですか。
- 〇総務省(片桐室長) 私は、総務省の総合通信基盤局電波部認証推進室長をしております、片桐と申します。よろしくお願いします。

まず、最初の御質問に関しまして、観光目的かどうかということにつきましては、法文 上、確かに観光客に限定はしていないのですけれども、法案を審議していただいた際に、 国会答弁の中でこれは観光客目的であることを申し上げております。

その後、90日以内であればこのスキームの中で研究や実験を行うことが可能であるかという御質問だったと思いますけれども、こちらについては、法文上は確かに可能だということになりますが、我々は今後きちんとした制度を作ってイノベーションを推進しつつ、かつ、混信を防止するためにどういうことが最も適正な手段かということを考えておりまして、そのために、我々の資料の5ページ目に書かせていただいたような点について、今後、検討していく必要があると考えているということでございます。

- ○原座長 現行の法文上は、自分で持ち込んで実験することはできます、郵送して実験することはできませんというルールになっていますということで、事実の確認だけさせていただいて、吉田さんにお願いします。
- ○吉田座長代理 幾つか確認させてください。

今、このネットワーク技術の進化で、アナログからデジタルにこれだけ移行していて、 今どきどれだけ電波の混信による障害が実際に本当にあるのかどうか。そこが非常に疑問 です。そこを教えていただきたい。これが1点です。

今、民間でやろうとしているテストベッドでの検証、これは何を検証していると思いますか。ハードウエアの整合性を検証している訳ではないのですよ。これは私のiPhoneです。でも、これは日々刻々と変わっている訳ですよね。iOSをアップグレードした途端に全然違う機器な訳ですね。そうすると、我々が検証しなければいけないものは、アプリケーションが変わった途端に全部検証し直さないといけない訳なのです。それも全てがネットの中でつながっている訳ですから、例えば、これがルーターだったりスイッチのようなものであったりすると、アプリケーションが変わった途端に、このアプリケーション、iOSだけでなくて、その隣のネットワーク機器との整合性もある訳ですから、実環境の中で日々刻々瞬時に変わるものを、今、通信事業者はやっている訳なのです。

だから、ハードウエアの検証ですみたいな古きよき時代ではなくて、刻々と変わる全ての中で、何も同じ世界ではないという中で、急にバグが出てきたとか、急にセキュリティーフォールがあっちから出てきて物すごいアタックに遭ったとか、そんな世界ではないですか。新しいものがどのようにここでワークするかというのももちろん一つなのですけれども、こういう実証実験も含まれているはずなのです。

そういう中で、昔からあるような方式を踏襲している研究所で、本当に限られたテストベッドの中で検査をやればいいということでは全然足りないと思います。それで大丈夫だとなったものを実際のこの海の中にぽんと投げてみたらどんな化学反応を起こすか、それも日々刻々と変わりますみたいなものが、今、アプリケーションで動いている。これが、ネットワーク機器の中で、さらにネットの中で生きているICTの世界の現実なのです。

そういうことを考えると、古きよき時代のようにネットワークの電波の混信があると言っている頻度、本当にその故障がどれだけの危機なのかということと、一番恐ろしいのはセキュリティーフォールです。脆弱性が急に出てきたとか、急にバグが出てきたとか、ああいったことも含めて、どちらをより危機感を持ってみなければいけないのかということを考えるときに、プライオリティーを考慮したときに、電波の混信なのだろうか、それとも、新しい危機を新しいアプリケーションで持ち込まれてので、どんな悪さをするか分からないという環境を優先するのか、テストベッドとの関係も考えて、軸足をどこに置くのかということを考えないといけない。

これをなぜ申し上げるかというと、ロンドンオリンピックの経験が大きく影響しています。世界各国からいろな機器が持ち込まれるのですけれども、あのときに一番悩まされたのはバグだったのです。記者たちのPCはひどいもので、バグというか、ウイルスです。それはネットワークでつながった途端にわっと広がる訳です。この対応が尋常ではなかった。これはオリンピックという4週間に世界に起きている縮図が展開されていたようなものです。そういうことを考えたときに、本当の危機、先ほど我々の大事な国防、安全保障ということもおっしゃいましたけれども、それに関わるような危機をもたらすのは電波の混信の心配なのか、少し指摘させていただいた点まで含むものなのか。そこは、この時代

は全然違ったメンタリティーで考えなければいけないのではないか、すなわち現在の検査 方式が現実に即しているのかと思っています。

○総務省(片桐室長) 2点、御質問いただいたと理解しております。

1点目、持ち込み端末等によってこれまで混信の事例が発生しているかということでございますけれども、残念ながら混信の事例は過去に生じております。2つ目にも関連してしまうのですが、この海外から持ち込んだ機器によって混信が生じ得る事態が発生したものは、ソフトウエアのアップデートをしたことによって本来出るはずのない電波が出て混信してしまったという事例が残念ながらございます。そういった面では我々もハードウエアだけに着目している訳ではございませんので、総合的に電波の混信が起きることを防止しなければいけないということでございます。この点につきましては、先例があるということでございます。

2点目でございます。全く先生のおっしゃるとおりでございまして、非常にセキュリティーも大事でございます。アプリケーションを日々更新しながらバグとりをすることも非常に大事でございます。ただ、先生がおっしゃるように、アプリケーションの多様な開発、オープンイノベーションももちろん大事です。セキュリティー対策も非常に大事です。ただ、それと電波の混信のどちらが大事かということを問われますと、全て大事だということしか申し上げられません。といいますのも、資料でも御説明させていただきましたが、電波は非常にさまざまな用途に使われております。先生も御指摘されていましたように、今や安全保障も当然でございますし、生命・人体・財産といったものを支えるものに対しても、我々が意識しないような状態で電波が使われていく。これがいわばIoT社会でございます。ですので、一概にセキュリティー対策の方が大事だとか、電波の混信の方が大事だということはなくて、全てをうまくバランスのとれた形でということではありますが、どれも譲れないものだと考えてございます。

- ○吉田座長代理 そのようなお考えは全く一緒で、何が欠けてもICTはできない訳ですね。 そうであるとすると、今、検査に偏りがあるのではないかと思っております。そこのバラ ンスをとった検査でないと実際的ではないかとも思います。
- ○総務省(片桐室長) 「バランスをとる」という言い方が適切かは分かりませんけれど も、全て大事な要素をきちんと実現しながら、もちろん電波も混信してしまえば大変なこ とになる訳ですから、それが起きないように我々は検討してまいりたいと考えているとこ ろでございます。
- ○吉田座長代理 ですので、ご指摘のようにいくつかの要素があるので、一方的な方法で 判断ができませんみたいなことが無いように、早く体制をとってくださいということだと 思います。
- ○大田議長 ありがとうございます。

幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず、この資料の中で、基準認証制度の適用 をアメリカが厳格化しているというお話がありました。しかし、一方で、ACCJさんからは、 流通規制ではあっても4,000台を上限に機器を輸入することが可能になっていて、円滑な試験や評価の実施に役立っているという御指摘がありました。このACCJさんが御指摘の点を 把握した上で、アメリカは厳格化しているということを言われたのか。これが1点です。

2つ目です。最後の5ページ、主な課題に「日本企業が不公平に扱われることになり」と書いておられますけれども、この経団連さんからの要望も、基本は研究開発業務においてこの技適マークをまだ得ていないものも使えるようにということですから、何も海外のものだけを言っている訳ではなくて、残念ながら海外で先行的に発売されるものが多いというだけのことだと思いますので、この2つ目の○は理由にならないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目です。3つ目の○に書いてある有害な例、有害な混信が起きて、社会的な影響が生じるとか、人体へ影響を与えるという、これは別に長期か短期かという話ではなくて、「有害」な影響を「与える」ということですから、90日なら認めるけれどもそれ以上はだめということの根拠にはならないのではないかと思いますが、これはいかがでしょうか。

4点目、先ほど来のお話を伺っていると、今、海外からの旅行者に認められている90日 も、今後、見直す可能性があるというお話に聞こえたのですが、そういう御意向をお持ち なのかどうか。

以上、お願いします。

○総務省(片桐室長) 4点、御質問を承りました。

1点目につきましては、お答えいたします。ACCJ様のおっしゃられているアメリカの事例については、十分承知しております。4,000台に限ってというものもFCC規則の技術基準に適合する評価をするためという目的もついでについているのですけれども、そういったルールがございます。それはそういうことで、アメリカはこういった方式で台数制限をかけた上で、一定の台数については持ち込んで実験や研究を行うことを認めているということがございます。私どもの資料の2ページで基準認証制度の運用を厳格化した例を挙げてございます趣旨は、技術基準適合、「技適」と申し上げさせていただきますが、技適がなくて良いという話は世界中どこにでもないということを単に言いたかっただけでございまして、そこは対立することを申し上げたつもりではございません。

2点目につきましては、日本企業、海外企業、どちらに対してもそういったニーズが存在するということを本日は理解いたしましたので、そこについては、拒む理由ということではなくて、ここはイコールフッティングが図られないといけないでしょうということは、正に議長の御指摘のとおりかと思います。

3点目、90日間に限ってということですけれども、試験、テスト、開発と一口に言いましても、いろいろなものがあると思います。いろいろな開発がある中で、90日の中だけで認めるという話なのか、あるいは、そうではなくて実験・研究用にこういったことでならできますというようなことが考えられるかどうかということを、いろいろな海外の事例なども参考にしながら検討していきたいと考えているということでございます。

4点目は、その関連でございますが、もちろん今後の検討次第ではございますが、90日ルールが実態にそぐわないということがもしあった場合には、検討した上で必要に応じてそこを改正することも否定するものではございません。

- ○原座長 最後の点の実態にそぐわないというのはどういうことですか。
- ○総務省(片桐室長) 実態にそぐわないというのは、例えば、先ほど混信の事例があるかということで私は例を申し上げましたけれども、過去に海外から持ち込んだ端末で混信が生じている事例も実際にあるということがございます。こういったことがいろいろな用途に対して生じているのかといったことなどを踏まえまして、検討していかなければいけないと思っているということです。
- ○原座長 おっしゃっているのは、免許不要局、今の1ワット以下や、小電力データ通信システムに相当すればオーケーだといった幾つかの要件を課されていますが、その要件の課し方の中で問題を起こした機器が出てきた場合に、例えば、それは外すとか、そういったことをおっしゃっていると考えたらよろしいですか。あるいは、日本にやってこられた人が90日間使うことができるというルールの根幹そのものを見直すということを考えていらっしゃるのか。どちらか。
- ○総務省(片桐室長) 今の段階では、これから検討してみないと分かりませんので、は っきりしたことは申し上げられませんが、可能性はゼロではないと申し上げております。
- ○総務省(野崎課長) 補足ですけれども、普通に考えれば、これからオリンピックでインバウンドはどんどん増えていくので、90日の根幹が変わるということはありません。ただ、そのレビューはしていくということで、この大枠を変えるということを現時点で考えているものではございません。
- ○総務省(杉野課長) 先ほど御質問いただいた、私どもの資料の2ページ目、規制の強化をしている例があるのですけれども、根幹の問題は、2つとも、認証する上に当たってのデータ自体に不正があるという例がここのところ国際的に大きく問題になっているのです。要は、本来であれば測定して認証する機関が実際に物をはかって正しいデータで確認するということをやっているはずなのですけれども、実際にそこのデータをとっていないとか、いいかげんな処理で書類だけを出してしまっているという例が結構多い。それで、アメリカはMRAというちゃんと約束をしている国のデータしか信用しないようになっていますし、台湾についてもその商品自体を公開することでおかしなことがあったら言ってくれるようにという仕組みにしてきたということです。ですので、例えば、日本においてもそういう端末がたくさん入ってくることになりますと、これは前提が崩れることになりますので、そういう場合であれば検討していくことは起こり得ることではないかと考えております。
- ○森下委員 90日の原則は基本的には変わらないだろうということで、そこは安心したのですけれども、2020年のオリンピック・パラリンピックだけではなくて、2025年には今度は日本で万国博覧会がある。この場合は3,000万人で6か月間ですから、期間も90日では短

いぐらいだと思っていて、場合によってはその頃にはもっと延びるということは当然あり得るのだろうと思うのです。しかも、国の数も多分オリンピック・パラリンピックよりさらに増えることが想定されるので、根本的な考え方として、制限しようという発想は難しいと思うのです。インバウンドも、2020年に4,000万人で、2030年には6,000万人、恐らく前倒しで2025年に6,000万にいくと私は思いますけれども、そういう環境下の中で、考え方の根本がそういうものを入れないという発想でいくというのは無理だと思うのです。仮にこの機種がおかしいと分かったとしても、どうやってそれを実際に空港でチェックするのか。そんなことは不可能だと思います。そういう意味では、根本的な発想が多分違うのだろうというのが1つ疑問として思う。

もう一点は、イコールフッティングのところで、日本企業が海外のものを試せなければ、逆に不利になる訳ですよね。海外で何かが出ていてそれを国内でやった場合に、今の日本国内の技術を応用したいときに、この技術を入れたらいいのではないかと。その実証ができないあるいはそれがおくれるということも同時にこれは意味している訳ですから、そういう意味では、日本のICTの技術の進展もおくれてしまう。これはイコールフッティングに全然なっていない話ではないかと思うのです。そういう意味では、イコールフッティングの意味がどうも違うのではないか。基本的には、日本のビジネスを伸ばすために、どうやって世界水準に近づけるか。そのためには、当然日本国内での実証実験等も速やかにできるような環境を整える。当たり前の話だと私は思うのです。それをお手伝いするのが総務省さんのお仕事と思って聞いていたのですが、それがいきなり日本で流通すると不利になるみたいに聞こえますけれども、必ずしもそういうケースばかりではないのではないかということで、イコールフッティングの意味が2方向にあることはしっかり考えてほしいと思います。

- ○総務省(片桐室長) 申し上げ方がよろしくなかったのかもしれませんが、イコールフッティングを図るというのは、森下委員のおっしゃるように、これは決してどのようにしたらうまく日本に海外からの機器を持ち込んで実験や研究ができるようにするかということを前向きに考えるための検討材料でこういうものがございますと示しておるものでございまして、これで制限しますと言っているものではございません。そこは誤解がないようにお願いしたいと思います。
- ○森下委員 使いやすいようにやってくださるという理解でよろしいのですね。そう聞こえなかったものですから、是非そのようにしてください。
- ○総務省(片桐室長) そこは失礼いたしました。
- ○大田議長 有識者の意見を入れつつ具体的な対応の方向性について検討していく予定と のことですが、私どもも規制を預かっている立場としてこの議論に大きい関心を持ってお りますのでお聞きしたいのですが、この検討はいつまでに結論をお出しになる予定でしょ うか。
- ○総務省(長嶺室長) 懇談会が今年の夏までにおおむねの結論を出すことになってござ

いますので、その辺りまでには今回いただいた御提案内容についてもおおむねの方向性をまとめることができるのではないかと考えてございます。

- ○大田議長 夏とはいつですか。
- ○総務省(長嶺室長) 今のところ、6月頃を想定してございます。
- ○原座長 そこはまた私たちの会議でも引き続き議論させていただきたいと思いますので、 スケジュール、結論を出すタイミングも含めて御相談を是非させていただければと思いま す。

今日は総務省さんからいろいろとお伺いいたしましたが、私は最初にビジネス客が持ち込んだ場合はよろしいのですかということも確認させていただきましたけれども、伺っていて、およそ整合性や合理性のない、あまり例のない状態になっているように思いました。おっしゃられているような、有害な混信を防ぐ、人体への影響を防ぐ、これはもちろんやっていただいたらいいのですが、それとは全く関係ないところでルール設定がされている状態であると認識いたしました。

今日は、ACCJさん、経団連さん、損保協会さんの提案をいただいておりますが、これらの提案に沿ってやるべきでないという合理的な理由は伺えなかったと思いましたので、是非この御提案に沿ってこの検討を進めていただけるとよろしいのではないかと思います。

もしACCJさんで何か今の議論でコメントがございましたら、お願いします。

○渡辺氏 ありがとうございます。一言だけ。

まず、事実関係を申し上げます。先ほどアメリカの仕組みについて総務省から補足説明があったのですけれども、米国の4,000台未満というルールにつきましては、英文を読み上げることは控えますけれども、必ずしもFCCのルールへのコンプライアンスだけではなくて、それと並列しまして製品の開発又は市場への適合性も目的の中に入っておりますので、そういったものを目的とした場合に4,000台未満のものが輸入可能という適用除外がございます。

最後に一言申し上げますけれども、私どもは、経団連様と同じで、この規制緩和の提案が電波利用の環境に影響を与えるような提案をしているとは思っておりません。もし具体的に緩和をすべき周波数や出力といった議論があるのであれば、是非その専門家の方々の御意見を踏まえて、必要があればそういった条件をつけた上で緩和をするとか、そういった議論がなされることを希望しております。

よろしくお願いいたします。

○原座長 ありがとうございました。

よろしければ、この議論はここまでとさせていただきたいと思います。

このワーキング・グループで、総務省での検討状況を引き続きフォローさせていただき たいと思います。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途御案内をさ

せていただきます。

○原座長 これで終了いたします。お忙しい中を大変ありがとうございました。